

2025 年度

東京理科大学 こうよう会 神奈川県支部総会 資料

日時：2025 年 7 月 6 日（日） 11：15～11：45

場所：神楽坂キャンパス神楽坂校舎 2 号館 212 教室

<総会次第>

- 1 開会
- 2 来賓あいさつ
- 3 審議事項
 - (1) 2024 年度 活動報告・収支決算報告 【資料 1、資料 2】
 - (2) 支部規約改正（案） 【資料 3】
 - (3) 2025 年度 支部役員体制（案） 【資料 4】
 - (4) 2025 年度 活動計画・収支予算（案） 【資料 5、資料 6】
- 4 閉会

【資料 1】 2024 年度 活動報告

活動名	実施時期	活動概要・開催地
(1) 支部総会	2024.6.8	開催場所：新横浜プリンスホテル 役員、会員の参加にて対面で開催しました。 懇親会も開催しました
(2) 第 1 回支部主催行事 大人の社会科見学 「食品工場 & 県警本部見学ツアー」	2024.9.24	開催場所：味の素川崎工場、神奈川県警察本部 参加者…29 名(役員含む) 前記会場に会員の皆様をお迎えして、以下のスケジュールで見学ツアーを開催しました。 10:30～12:00 味の素川崎工場を見学 12:30～13:30 川崎大師門前「はやま」で昼食 13:30～14:50 各自で神奈川県警察本部に移動 14:50～16:15 神奈川県警察本部を見学 参加者の方々からは、「見学は、なかなか個人では参加できない場所なので面白くためになりました。昼食もとても美味しかったです」、「味の素では削り節体験などとても良かったです」などの感想をいただき、好評でした。
(3) 第 2 回支部主催行事 富士見校舎・神楽坂 キャンパスツアー & 井出野 尚 教授講演会 『消費行動・経済行動の社会 心理学～良い意思決定と悪い 意思決定～』	2024.11.30	開催場所：神楽坂キャンパス 参加者…来場 73 名(役員含む) 神楽坂キャンパスに会員の皆様をお迎えして、以下のスケジュールでキャンパスツアー・懇談会・講演会を開催しました。 10:30～ 近代科学資料館・数学体験館を見学 11:40～ 昼食・自由時間 13:45～ 富士見校舎にて井出野 尚 教授講演会 15:40～ 『なんでもしゃべろう会』 参加者の方々からは「資料館の学生さんの説明がとても良かった」「講演が期待以上に興味深い内容でインプット情報が多く良かった」などの感想をいただき好評でした。 恒例の『なんでもしゃべろう会』には井出野教授もご参加くださり、先生と直接お話をする貴重な機会となりました。

(4) 第 3 回支部主催行事 大人の社会科見学 「横須賀近代産業 遺産めぐり」	2025.3.15	開催場所：ヴェルニー公園、記念艦三笠、 浦賀ドック 参加者…54 名(案内人・役員を含む) 横須賀市自然・人文博物館の亀井氏の案内で、 横須賀近代産業遺産めぐりを以下のスケジュール で開催しました。 9:00～9:30 ヴェルニー公園 9:50～10:50 YOKOSUKA 軍港めぐり(クルーズ) 11:00～11:40 近代遺産ミュージアム ティボディ邸 12:10～13:10 昼食(横須賀ビール) 13:30～14:20 記念艦三笠 15:20～16:40 浦賀レンガドック 参加者の方々からは、「解説付きで勉強になっ た」「初めての横須賀を満喫できた」など、 ご好評をいただきました。
(5) 支部役員会	年間 9 回	開催場所：かながわ労働プラザ、 かながわ県民センター 対面会議 8 回、オンライン 1 回の開催でした
(6) 関東圏 7 支部合同行事 就職進学説明会	3 回実施	開催場所：葛飾キャンパス 地区役員リハーサル 2024.9.14(土) 支部役員リハーサル 2024.9.21(土) 1 回目 2024.10. 5(土) (東京都支部担当) 2 回目 2024.10.12(土) (神奈川県支部担当) 3 回目 2024.10.20(日) (埼玉県支部担当)
(7) 関東圏 7 支部合同役員会	2024.12.21	開催場所：神楽坂キャンパス 森戸記念館 就職進学説明会の反省、各支部の活動報告を実施 しました。

【資料2】2024年度 収支決算報告 (2024.4.1~2025.3.31)

項 目	2024 年度 予算額(円)	2024 年度 決算額(円)	主な内訳
■ 収入の部			
1.2024 年度支部活動費	466,857	466,857	本部からの活動費
2.雑収入	0	58	預金利息
前年度繰越金	33,143	33,143	
収入の部の計	500,000	500,058	
■ 支出の部			
1.支部総会関係費	30,000	32,119	役員交通費、会計監査会場費
2.支部主催行事費	300,000	199,573	行事運営費等
3.支部役員会関係費	140,000	192,360	役員交通費、会場費等
4.支部運営事務費	30,000	17,118	支部長通信費、振込手数料等
次年度繰越金	0	58,888	
支出の部の計	500,000	500,058	

上記のとおり、収支決算を報告します。

[illegible]

■ 監查報告

上記の収支決算について、東京理科大学こうよう会神奈川県支部規約第8条(5)の規定に基づき、帳簿書類及び証憑類を監査した結果、適正に処理されていると認めます。

2025年4月14日 こうよう会神奈川県支部 監査役 松村　豊
同 同 小山　由佳子

【資料 3】支部規約改正（案）

・改正内容

1. 支部行事の企画推進と円滑な実施を目的として、1 年任期の賛助役員を新設します。
2. 条文の表記を統一するため、顧問の任期の表記を変更します。
3. こうよう会会則改正による条番号変更を反映させます。

・改正条文（支部規約（案）全文は【別紙】参照）

現	新
第 5 条 1 項、2 項（略） 3 本会会則第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する会長、副会長、会計、監査役又は本会会則第 13 条第 2 項に規定する常任役員である本支部の会員は、原則として本支部の幹事に就任するものとする。ただし、本条第 1 項第 4 号に規定する幹事の総数には含めない。	第 5 条 1 項、2 項（略） 3 本会会則第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する会長、副会長、会計、監査役又は本会会則第 12 条第 2 項に規定する常任役員である本支部の会員は、原則として本支部の幹事に就任するものとする。ただし、本条第 1 項第 4 号に規定する幹事の総数には含めない。
（顧問） 第 10 条 支部長は、必要と認めた場合、支部役員会の承認を得て本支部に顧問を置くことができる。 2 顧問は、支部長の諮問に応じ、支部総会及び支部役員会に出席して意見を述べることができる。 3 顧問の任期は、<u>1 年とする。ただし、再任を妨げない。</u>	（顧問） 第 10 条 支部長は、必要と認めた場合、支部役員会の承認を得て本支部に顧問を置くことができる。 2 顧問は、支部長の諮問に応じ、支部総会及び支部役員会に出席して意見を述べることができる。 3 顧問の任期は、<u>翌年度の支部総会の日までとし、再任を妨げない。</u>
（新設）	（賛助役員） 第 11 条 支部長は、必要と認めた場合、支部役員会の承認を得て本支部に賛助役員を置くことができる。 2 <u>賛助役員は、本支部の賛助会員の中で、これまでに本支部の役員を退任した者から選出する。</u> 3 <u>賛助役員は、支部長の要請に応じ、支部行事の運営支援を行う。</u> 4 <u>賛助役員の任期は、翌年度の支部総会の日までとする。</u>
第 11 条（略） 第 12 条（略） 第 13 条（略） 第 14 条（略）	第 12 条（略） 第 13 条（略） 第 14 条（略） 第 15 条（略）
第 15 条 1 項（略） 2 本支部の会計年度は、本会会則第 16 条に規定するとおりとする。	第 16 条 1 項（略） 2 本支部の会計年度は、本会会則第 15 条に規定するとおりとする。
第 16 条（略）	第 17 条（略）
附則 この支部規約は、<u>2024 年 6 月 8 日</u>から施行する。	附則 この支部規約は、<u>2025 年 7 月 6 日</u>から施行する。

【資料４】 2025 年度 支部役員体制（案）

職 名	氏 名
支部長	新井 大輔（新任）
副支部長（２名）	奥山 肇 （新任） 古屋 朋子（新任）
会計（２名）	小田切 真美（新任） 岡本 典子（新任）
監査役（２名）	小山 由佳子（再任） 磯田 篤 （新任）
幹事（９名） （本部役員２名含む）	中井 賢治（再任） 平井 ひかり（再任） 中村 宏美（再任） 腰越 明 （再任） 澤野 晴子 （新任） 清野 智美（新任） 大橋 孝志（新任）
本部役員（幹事）	田澤 敏一（副会長） 里村 治（監査役）
顧問（１名）	時田 厳一郎（本部顧問）

【資料５】 2025 年度 活動計画（案）

活動名	活動概要等	予定時期
(1)支部総会	神楽坂キャンパスにて開催	2025 年 7 月 6 日
(2)支部企画行事	3 回程度、キャンパスツアー等を 予定	2025 年夏～2026 年春頃
(3)支部役員会等会議	支部行事企画、準備等	年間 10 回程度を予定
(4)関東圏 7 支部合同行事	関東圏合同 就職進学説明会 （葛飾キャンパスで実施予定）	以下の 3 回を予定 1 回目 2025.10. 4（土） 2 回目 2025.10.11（土） 3 回目 2025.10.26（日）
(5)関東圏 7 支部合同役員会	就職進学説明会報告等	2025 年 12 月頃

【資料６】 2025 年度 収支予算（案）

項 目	2025 年度 予算額(円)	主な内訳
■ 収入の部		
1.本部からの支部活動費	441,112	
前年度繰越金	58,888	
収入の部の計	500,000	
■ 支出の部		
1.支部総会関係費	30,000	役員交通費、資料代等
2.支部主催行事費	300,000	行事運営費等
3.支部役員会関係費	140,000	役員交通費、資料費、会場費等
4.支部運営事務費	30,000	通信費、事務用品、振込手数料
支出の部の計	500,000	

【別 紙】

東京理科大学こうよう会神奈川県支部規約(改正案) ※改正箇所は下線部

(名称及び所在地)

第1条 本支部は、東京理科大学こうよう会 神奈川県支部（以下「本支部」という。）と称する。

2 本支部の所在地は、支部長宅とする。

(目的)

第2条 本支部は、東京理科大学こうよう会（以下「本会」という。）の目的を達成するために必要な支部活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡及び協力並びに親睦に関する事業
- (2) 本部及び各支部との連絡及び情報交換に関する事業
- (3) その他本支部の目的達成に必要な事業

(支部会員)

第4条 本支部は、原則として神奈川県に在住する正会員及び賛助会員をもってこれを構成する。

(支部役員)

第5条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 1 名以上 4 名以内
- (3) 会計 1 名以上 2 名以内
- (4) 幹事 16 名以内
- (5) 監査役 1 名以上 2 名以内

2 本支部に、支部運営上必要な場合に限り、前項に規定するもののほか、支部役員として、准支部役員（協力員）を置くことができる。

3 本会会則第7条第1項第1号から第4号に規定する会長、副会長、会計、監査役又は本会会則第12条第2項に規定する常任役員である本支部の会員は、原則として本支部の幹事に就任するものとする。ただし、本条第1項第4号に規定する幹事の総数には含まない。

(支部役員の総数及び兼任)

第6条 支部役員の総数は、3 名以上 20 名以内とする。ただし、前条第2項に規定する准支部役員（協力員）及び前条第3項の規定に基づき幹事に就任する本部役員については、この総数に含めない。

2 次に掲げる支部役員は、他の支部役員を兼任することはできない。

- (1) 支部長
- (2) 監査役
- (3) 准支部役員（協力員）

(支部役員の選出)

第7条 支部役員は、本支部の会員のうち正会員の中から選出し、支部総会の承認を得なければならない。

2 支部役員には、1 世帯から 1 名のみ選出することができる。

3 支部総会の後、次の支部総会までの間に准支部役員（協力員）を選出する場合は、支部役員会の承認で足るものとする。

(支部役員の職務)

第8条 支部役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本支部を代表し、支部会務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長の職務を補佐し、支部長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本支部の会計事務を行う。
- (4) 幹事は、支部長及び副支部長の職務を補佐し、書記又は担当会務を行う。
- (5) 監査役は、支部会務および支部会計を監査する。

(6) 准支部役員（協力員）は、支部活動推進に必要な会務を補佐する。

（支部役員の任期）

第9条 支部役員の任期は選任された日から翌年度の支部総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（顧問）

第10条 支部長は、必要と認めた場合、支部役員会の承認を得て本支部に顧問を置くことができる。

2 顧問は、支部長の諮問に応じ、支部総会及び支部役員会に出席して意見を述べることができる。

3 顧問の任期は、翌年度の支部総会の日までとし、再任を妨げない。

（賛助役員）

第11条 支部長は、必要と認めた場合、支部役員会の承認を得て本支部に賛助役員を置くことができる。

2 賛助役員は、本支部の賛助会員の中で、これまでに本支部の役員を退任した者から選出する。

3 賛助役員は、支部長の要請に応じ、支部行事の運営支援を行う。

4 賛助役員の任期は、翌年度の支部総会の日までとする。

（支部総会）

第12条 本支部に支部総会を置く。

2 支部総会は、第4条に規定する支部会員をもってこれを組織する。

3 支部総会の開催は原則として年1回とする。

4 支部総会は、支部長が招集し、その議長となる。

5 支部総会は、次の事項を審議する。

(1) 支部役員の承認に関する事項

(2) 本支部の事業計画に関する事項

(3) 本支部の予算及び決算に関する事項

(4) この規約の改廃に関する事項

(5) その他本支部の運営に関する重要な事項

（支部役員会）

第13条 本支部に、支部役員会を置く。

2 支部役員会は、第5条に規定する支部役員をもって組織する。

3 支部役員会は、支部長が招集し、その議長となる。

4 支部役員会は、支部総会への提案事項その他本支部の運営に関し必要な事項を審議する。

（議決方法）

第14条 支部総会及び支部役員会は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、准支部役員（協力員）は、支部役員会において議決権を有しない。

（運営経費及び会計年度）

第15条 本支部の運営経費は、本部からの支部活動費その他の収入をもってこれに充てる。

2 本支部の会計年度は、本会会則第15条に規定するとおりとする。

（本部への報告）

第16条 本支部は、次の事項を本部に報告する。

(1) 支部総会の決定事項

(2) その他支部長が必要と認める事項

（規約の改廃）

第17条 この規約の改廃については、支部総会の決議を経なければならない。

附則

この支部規約は、2025年7月6日から施行する。